

平成14年8月28日

杉並区長 山田 宏 殿

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議

委員 田島 泰彦

委員 稲垣 隆一

委員 佐々木 俊尚

専門委員 佐藤 慶浩

### 住民基本台帳ネットワークシステム調査会議第一次報告

住民基本台帳ネットワークシステム調査会議（以下、「調査会議」という。）は、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第2項及び第4項に基づく「必要な措置」について杉並区長（以下、「区長」という。）が判断するに必要な専門的事項について調査し、助言することを目的に、区長の諮問機関として発足した。

調査期間は、7月16日の要綱制定から概ね2ヶ月間とされたが、8月5日の住基ネット第一次稼働を目前に控えた8月1日、「現段階で住基ネットに接続し、送信を開始することについては大きな危惧を抱かざるを得ない」とする中間報告を行った。

その後、中間報告で指摘した諸課題や新たに区長から諮問された「住基ネット参加の条件たる確固とした個人情報保護のための法制度」について引き続き鋭意調査・検討を重ね、結論を得たので、別紙のとおり報告する。

この報告が、今後の杉並区の住基ネットに関する対策に生かされ、また、区民の個人情報保護の一層の推進につながることを期待する。

# 杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議

## 第一次報告

調査会議は、8月1日に開催された第1回会議において「住基ネットは万全の個人情報保護対策を講じているとはいえず、住基ネットへの接続については、慎重に対応すべきと考えます。」とする中間報告を行った。

杉並区が、本年8月5日の住基ネット第一次稼働に際し、この中間報告や区民アンケート調査の中間集計等を総合的に勘案したうえで、「住基ネットの8月5日の第一次稼働当初から都への送信をしない。準備段階で送信した情報については、都に対して消去を求める」と決定したことを高く評価する。

8月5日以降の住基ネット稼働状況については、既に新聞等を通じて報道されているところであるが、杉並区の外、福島県矢祭町、東京都国分寺市、三重県二見町、同県小俣町（三重県の二町は後に接続）が接続を見合わせたほか、横浜市は希望者選択制を導入するなど、独自の判断により行動する自治体が生まれている。その一方、各地で「通知はがきの番号が透けて見える」「はがきの未着、誤配、番号違い」「第三者へのコード流出」「インターネットと接続可能な市内LANとの接続」等々のトラブルが相次いでいる。こうしたトラブルの原因は現時点では完全には解明されていないが、総合的な運用指針が総務省からきちんと伝達されておらず、相当部分が自治体担当者に任されるなど、セキュリティ対策を含む住基ネットシステム全体が未だ整備されていない状況を如実に物語るものである。

ところで、8月27日現在の住基ネットに関する区民アンケートの中間集計結果によれば、住基ネット稼働を凍結・延期すべきであるとする回答が、全体の8割を超え、また、8月1日から実施しているインターネットによる一問調査箱・電子掲示板では、住基ネットへの送信を行わないこととした杉並区の決定について、回答者の85%以上が区の方針を支持すると回答するなど、引き続き多くの区民が区の決定に理解を示していることが分かる。

住基ネットのような責任主体の多数参加するネットワークは、過去に例を見ないもので、これに対する個人情報保護とセキュリティ対策の基準は未だ存在しない。個人情報保護の法制化などの万全の個人情報保護対策や、アイデンティティ・セフト、住民票コードの流出、不正アクセス等に対する十分なセキュリティ対策を講じているとはいえない現段階で住基ネットへ参加することについては、区民のプライバシー・個人情報保護の観点から改めて大きな危惧を抱かざるを得ず、今後、確固とした個人情報保護のための法制度が確立するまでは、引き続き慎重な対応を図ることが必要と考える。

そもそも、住基ネットに参加するためには、行政機関個人情報保護法の抜本強化が必要である。加えて、住基ネットが住民のプライバシー侵害の深刻な危険を持つことを考えると、個々の住民に、自己情報コントロール権の行使として住基ネットへの参加の同意・選択の自由が保障されるべきであり、また、地方自治の原則から、自治体にも参加・不参加の選択の自由を保障する必要がある。(なお、この点については最終報告でさらに検討することとしたい。)

そこで、住基ネット参加の条件たる「確固とした個人情報保護のための法制度」についてであるが、杉並区において、住基ネット参加の条件たる「確固とした個人情報保護のための法制度」としては、

- (1) 適正取得の規制やセンシティブ情報の収集禁止の導入、利用目的変更規制の厳格化、目的外利用・提供規制の厳格化、個人情報ファイル簿作成・公表義務の例外の限定、開示・訂正等の例外の限定、規制違反への罰則付科などをはじめ、行政機関個人情報保護法を抜本的に強化すること。
- (2) 住基ネット及びこれと情報を流通させるネットワーク全体に対する個人情報保護対策とセキュリティ対策の統括責任者又はその組織が住民基本台帳法又は他の法律によって明確にされること。
- (3) この責任者によって住基ネット及びこれに接続するネットワーク全体に対する杉並区水準以上の個人情報保護対策とセキュリティ対策の基準が示されること。
- (4) 住基ネット及びこれと情報を流通させるネットワーク全体について、これら対策が実際に整備されていることが監査結果によって明らかにされること。
- (5) 住民基本台帳法別表に限定列挙された利用事務の拡大等、住基ネットに関連する事項のうち、国民の権利に関する事項の変更は住民基本台帳法によることが法定されること。また、民主的、専門的視点から公正に利用事務の拡大を検証する仕組みとして、民主的基盤を持ち、法律やコンピューターの専門家などを含む第三者機関を設けること。

以上が必要である。

最後に、あらかじめ各委員から提出され、調査会議における検討の素材として用いたり報告を本報告の資料として添付する。

以上